

認定第14号

平成27年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び
決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、別紙の平成27年度飛騨市水道事業剰余金処分計算書（案）のとおり利益剰余金を処分し、併せて同法第30条第4項の規定により、別紙のとおり平成27年度飛騨市水道事業会計決算を監査委員の意見書をつけて認定に付する。

平成28年9月2日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

平成 27 年度

(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

企業会計事業報告書

飛騨市水道事業会計

飛 騨 市

(古川・神岡 合算)

目 次

	ページ
飛驒市水道事業	
1. 事業報告書	
(1) 概況	1
(2) 工事	3
(3) 業務	5
(4) 会計	7
2. 決算報告書	
(1) 平成27年度 飛驒市水道事業 決算報告書	8
3. 財務諸表	
(1) 平成27年度 飛驒市水道事業 損益計算書	10
(2) 平成27年度 飛驒市水道事業 剰余金計算書	11
(3) 平成27年度 飛驒市水道事業 剰余金処分計算書 (案)	12
(4) 平成27年度 飛驒市水道事業 貸借対照表	13
4. 決算附属書類	
(1) 平成27年度 飛驒市水道事業 キャッシュ・フロー計算書 (間接法)	17
(2) 平成27年度 飛驒市水道事業 収益費用明細書	19
(3) 平成27年度 飛驒市水道事業 資本的収入支出明細書	22
(4) 平成27年度 飛驒市水道事業 固定資産明細書	23
(5) 平成27年度 飛驒市水道事業 企業債明細書	24